

# 満鉄改組問題をめぐる政治的攻防

——一九三〇年代半ばを中心として——

浜  
口  
裕  
子

## 一、問題の所在

## 二、建国初期の鉄道問題

- (一) 満洲事变から満洲国建国直後まで
- (二) 建国直後から一九三三年初頭まで

## 三、満鉄改組案の立案

- (一) 満鉄改組構想と「軍案」立案
- (二) 「軍案」に対する攻防
- (三) 満鉄改組事件

## 四、在満機構改革問題と満鉄改組

- (一) 参謀本部内の動き
- (二) 「満蒙問題研究会」の改組案
- (三) 在満機構統一と満鉄改組

## 五、結語

## 一、問題の所在

一九三二年三月「満洲国」<sup>(1)</sup>という史上稀にみる傀儡国家が建国宣言を行った。その中心となったのはいうまでもなく満洲事変を起こした関東軍であったが、満洲国をかりにも「独立国」として出発させた以上、朝鮮や台湾などの「植民地」や、事変以前に関東軍が想定していた満蒙の「占領」<sup>(2)</sup>とは異なった形を整えなければならなかった。とはいえその方法は実は暗中模索であったといつてよい。関東軍としては、「独立国」の形を整えながらも、あくまで統治の主導権を自らが握りたいというのが本音であった。

このことが中国やその他の主要列強に受け入れられる所ではないことは当然であったが、一方で日本国内においても満洲国統治をめぐり主導権争いがくりひろげられた。言い換えると満洲国という新たな「権益」を眼前にして、いかにこれに影響力を行使するかという観点から、関東軍を中心として激しい政治的攻防が存在したのである。このことが広く一般に明らかにされたのが一九三三年の「満鉄改組事件」であり、翌三四年に実現をみる満機構統一問題であった。

関東軍としてはそれまで満洲経営を担ってきた満鉄と関東州長官、その管轄省庁である拓務省、ならびに外務省、大蔵省等その他の省庁、それに続く政党・財界・資本家の意向は頭の痛い所であった。軍とこれらの勢力の並立は満洲における「三頭政治」あるいは「四頭政治」として久しく批判的になってきた所であるが、満洲国の建国を機にこれらの勢力をできる限り排除し、関東軍主導の統治体制を固めることが満洲国初期の軍の大きな課題であった。

この点について、本稿では特に満鉄改組問題に焦点をあて検討する。満鉄改組問題については主として満鉄側の資料にもとづいたすぐれた研究成果<sup>(3)</sup>が出されてきた。中でも一九三三年の満鉄改組事件に至るまでの経過に関しては詳細な検討がなされている。しかし、上記のように満鉄改組問題を政治的にとらえなおす場合、それが頂点に達したのは一九三四年の満鉄改組にあつたとみることができるといえる。そこで今まであまりふれられなかった一九三四年の陸軍の満鉄改組に関する考えを中心に、一九三〇年代半ばの日本の諸機関の対満洲国政策に関する政治的攻防を明らかにしてゆきたい。

(1) これ以後括弧は省略する。

(2) 満蒙問題の解決のために満蒙を一気に占領し「我領土トナス」という考えは、たとえば満洲事変の首謀者とされる石原莞爾による「国運転回ノ根本国策タル満蒙解決案」(一九二九年七月五日)(角田順編『石原莞爾資料・国防論策篇(増補版)』、原書房、一九七三年)四〇―四一頁、「満蒙問題私見」(一九三一年五月)(同前)七六―七九頁、などによく出ている。また関東軍では満蒙を占領した場合にそなえ、占領統治の研究もなされていた(関東軍参謀部附「満蒙ニ於ケル占領統治ニ関スル研究」ノ抜萃)(一九三〇年九月)(同前)五二―五七頁)。

(3) 高橋泰隆「南満洲鉄道株式会社の改組計画について―軍部案と満鉄首脳部の対応を中心に―」(早稲田大学社会科学研究所『社会科学討究』第二七巻第二号、一九八二年四月、のち同『日本植民地鉄道史論』、日本経済評論社、一九九五年に所収)、高橋泰隆「南満洲鉄道株式会社における組織改組問題と邦人商工業者」(『関東学園大学紀要』第六集、一九八一年三月、のち同前書所収)、原朗「満洲」における経済統制政策の展開―満鉄改組と満業設立をめぐる―(安藤良雄編『日本経済史論』下、東京大学出版会、一九七六年)、槇田健介「一九三〇年代における満鉄改組問題」(『歴史評論』第二八九号、一九七四年一〇月号)、などがあり本稿はこれらから多くを学んだ。その他、山田豪一「満洲統制経済と三位一体制の発足」(安藤彦太郎編『近代日本と中国―日中関係史論集―』、汲古書院、一九八九年)、原朗「一九三〇年代の満洲経済統制政策」(満洲史研究会編『日本帝国主義下の満洲―満洲国―成立前後の経済研究―』、御茶の水書房、一九七二年)なども参考にした。

## 二、建国初期の鉄道問題

### (一) 満洲事変から満洲国建国直後まで

日露戦争以降の日本の満洲経営において、満鉄の果たした役割ははかりしれない。それはまさに「一寸言つて見ると文事的施設を以て他の侵略に備へ、一旦緩急あれば武断的行動を助く<sup>(1)</sup>」という後藤新平の「文装的武備」を体现する「植民地」経営の根幹となる「国策会社」であつた。しかし、満洲事変以後の満洲においては、それを取り巻く状況が一変した。満洲事変の首謀者である関東軍の発言権が飛躍的に増大したのは当然であつたが、さりとて簡単に満鉄の役割を排除するわけにはいかなかった。関東軍としても様々な面で満鉄を頼らざるを得なかったのである。

関東軍がまず直面した問題は、満洲において満鉄以外の鉄道を配下に置くことであつた。一九三一年九月一八日の満洲事変勃発当時より本庄軍司令官は「何ハトモアレセメテ鉄道ニ関シテハ既得ノ權益ヲ獲得シテ置クコトノ必要ヲ認メ<sup>(2)</sup>」、一〇月には満鉄の鉄道担当理事である村上義一に対しその旨指示した。これを受けて満鉄では一〇月三一日と一二月一日付けで敦圖線他六鉄道の建設請負と吉長・吉敦・四洮各線の委託経営契約を関東軍支持の下に締結した。

新国家の建設が規定の路線となつた一九三二年二月頃には、こうした暫定的かつ局地的な措置ではなく、満蒙全鉄道について確固とした方針をたてる必要が認識された。当時関東軍では満鉄を除く満洲の鉄道の処理について、①関東軍自ら経営をする、②新たに特殊会社を造つてこれに経営を委託する、③満鉄に委託経営をさせる、

という三つの案があった。このうち①は対外的に見て不可能であり、②は資本の蒐集、人的要素から見て実現には時間がかかりすぎるうえ困難が予想され、③が最も実現の可能性があるものとされた。そこで本庄司令官は満鉄に委託経営させる方向で満鉄総裁との間で協定を結ぶことにした。

二月二五日関東軍板垣征四郎参謀より満鉄の村上理事に対し、委託経営の根本方針が示され、その利益は借款の元利金の支払いと満洲国の国防治安維持を担当する日本軍の経費に当てること、国防上必要ある時は軍が契約を変更すること、等が諒承された。これにもとづき関東軍と満鉄の間で協定案が作成され、三月一二日協定覚書の調印に至った。ここにおいて関東軍は満洲国の鉄道、港湾、河川の経営を満鉄に委託すること、その際軍司令官が満鉄総裁を指揮監督すること、満洲国の国防・治安維持を担当する日本軍の費用は委託経営による利益金及びこれにより利得したと認められる満鉄の利益金を充当すること、満鉄の総裁を関東軍の最高顧問に、鉄道担当首脳者を顧問にすること、経営期間は五〇年とすること、等が述べられていた。<sup>(3)</sup>

だがこの段階で委託経営案協定を陸軍中央部が認めていたわけではなかった。関東軍はその承認をとるためさっそうこの問題の関東軍側主任として満鉄との折衝にあたっていた後宮淳大佐を東京に派遣した。陸軍省及び参謀本部においては原案は承認するものの、拓務・大蔵・外務・海軍各省とも密接に関係する事だけに慎重に審議すべしとされ、結局陸軍省から協定を閣議に提出することになった。三月中旬より四月一〇日にかけて政府関係者の説得、五省幹事会、五省委員会を経て、若干の修正はあったものの各省とも協定を大筋で認めるに至り、四月一五日の閣議において協定案は決裁を得た。<sup>(4)</sup> 関東軍はこうして日本政府の承認を得た協定を、四月一九日満鉄総裁との間に正式調印したのである。

(二) 建国直後から一九三三年初頭まで

関東軍はその一方で、満洲国との間で鉄道管理権の移動と新線敷設に関する正式協約を締結するため、準備を急いだ。折から国際連盟から派遣されたリットン調査団が満洲にいたため、その離満にあわせて協約を結ぶ方針とした。各方面との交渉の結果、七月上旬に協約案が成立し、八月一七日関東軍司令官の命により板垣征四郎と満洲国國務總理鄭孝胥との間で協約書が調印された。

関東軍と満洲国との間に鉄道管理権の移動及び新線敷設管理に関する協約が調印されたとはいえ、この協約は公にされるべきではなく、対外的には満鉄と満洲国交通部総長との間にこうした点に関する契約を交わすのが妥当とみなされるため、協約の付属協定ではその旨規定された。関東軍司令官が満鉄に指令し、これらの点に関して契約案の作成に入った。関東軍は陸軍中央の諒解をとりつつ、満鉄と協議し、改訂した契約案をあらためて五省の幹事会に提出、一九三二年の年末に関係各省で審議、大臣の決裁を仰ぎ、若干の意見はあったもののほぼ原案通り諒承された。<sup>(5)</sup>

これにもとづき翌一九三三年一月一〇日関東軍司令官の決裁がくだされ、ただちに満鉄總裁に指令が発せられた。同時にこの契約書は満洲国の國務院會議に提出しなければならなかったため、まず、満洲国の関係日本人官吏にその内容の説明が行われ、続いて執政や國務總理鄭孝胥はじめ熙洽財政總長、丁鑑修交通總長ら総長級の中国人の側の要人にも説明・説得が開始された。これらの過程で丁交通部總長や袁金鎧參議から委託経営という形で「他国」が満洲国の「動脈」である鉄道を事実上牛耳ることへの懸念や不満が表明された。すなわち委託経営の契約をこの時期にすることは「民衆ニ対シ果シテ之テ良イノテアルカ或ハ民衆ハ国家ニ対シ誤解ヲ生スルコトハナイカトイフコトヲ恐レテ居ル」といった懸念や、満洲国の交通部の役割をないがしろにするものではないかと

いった反対意見が出されたが、結局「万止ムヲ得ナイコト」<sup>(7)</sup>として、関東軍側に押し切られることになった。その後も執政臨席のもとに開かれた参議府会議の席上、袁金鎧参議の反対に遭ったり、二月九日調印当日の午後になつて丁交通部総長の発病のため調印不可能という事態に陥つたものの、後宮大佐らの説得の結果、ようやく二月九日調印の運びとなつたのである。<sup>(8)</sup>

以上の経過をみる限り、委託経営に関しては現地で関東軍主導で方針がまとめられ中央に具申、陸軍中央より関係各省の説得を経て閣議を通すという段取りで政策の立案が進められていった。

(1) 鶴見祐介『後藤新平』第二卷、勁草書房、一九六五年、八一五頁。

(2) 関東軍司令部附陸軍歩兵大佐後宮淳「満洲国有鉄道諸契約書調印ノ経緯」(昭和八(一九三三)年二月)、(慶應義塾大学所蔵「村上義一文書」以下「村上文書」略記する)一頁。

(3) 同前、二一六頁。なおこの間の事情と「協定」の内容については波多野澄雄「満洲国建国前後の鉄道問題」(『軍事史学』第一二巻第二号、一九七六年九月)四〇―四四頁、児島俊郎「日本帝国主義下の『満洲』鉄道問題―『納付金』をめぐる関東軍と『満鉄』―」(『三田学会雑誌』第七七巻第一号、一九八四年四月)一一―一三頁、も参照のこと。

(4) 前掲「満洲国有鉄道諸契約書調印ノ経緯」、七一九頁。

(5) 同前、二〇―二二頁。

(6) 同前、三八頁。

(7) 同前、七〇頁。

(8) 以上の経過については、前掲・波多野「満洲国建国前後の鉄道問題」、四六―四九頁を参照のこと。

### 三、満鉄改組案の立案

#### (一) 満鉄改組構想と「軍案」立案

このような満鉄以外の鉄道についての委託経営の動きと相前後して満鉄の分割・解体構想が関東軍の内部で研究されていた。すでに一九三一年一月六日に関東軍に示された「満洲都督府官制に関する説明理由書」において「満洲都督府」が全満洲の国防、関東州および満鉄附属地の民政を統括すると同時に、満洲の鉄道を支配し、満鉄は会社組織を改め鉄道庁としこれを通じて全満洲の鉄道、港湾、鉱山の営業を指揮監督するという案が出された<sup>(1)</sup>。とはいえこれまで満洲経営の中心であった満鉄の解体をやみくもに進めるわけにもわけにもゆかない。

一九三二年七月に示された関東軍特務部の「満洲経済統制根本方策案説明」において今後の満洲経済建設においては「実力ある満鉄を中心とし」とされたものの、「現在に於ける満鉄の経営事業は独立性なき事業多き為分離解体に困難なる事情あるを以て之を独立せしむるには準備の為相当の期間を要す<sup>(2)</sup>」とされており、すぐには満鉄解体といたないため当面外部統制機構を改革し、満鉄を統制しようという方策が示された。同年九月一日付けで「日満経済統制実行上の基礎要件に関する意見」が関東軍司令部内でとりまとめられた。ここにおいて「満洲に於ける一般産業の発達を期する為満鉄は将来業種に従ひ適当に之を分割せしめ其統制を容易ならしむること<sup>(3)</sup>」とされ将来の改組が示されている。これは二七日付けで満鉄に「各種立案の参考として」送付された。

関東軍を中心とした改組に関する立案の動きが本格化するののは、一九三二年末頃からである。後の陸軍省及び関東軍の改組案の基本となった三三年一月一〇日付け「満洲国産業開発機構ニ関スル件」によれば、「満洲産業開発ニハ満鉄ノ信用、経験及人材ヲ新指導精神ノ下ニ運用スルコト」、「在満産業ノ統制ハ駐満帝国最高機関ノ行

政的統制ノ外持株会社ヲ新設シ其ノ資本的統制ヲ併用スルコト<sup>(4)</sup>とされた。これを受けて一月二七日に「滿洲産業開發方針要綱」として陸軍省軍事課の案がまとめられ、さらに三月一四日付けの陸軍省案である「滿洲産業開發方針要綱案」、四月一〇日付け関東軍特務部案「滿洲産業開發方針要綱案」および、五月一〇日付け「滿鉄改造拡充実施要綱案」が作成され、五月一二日「滿洲産業開發方針要綱」として陸軍省により決定された。

これらの案を見る限り、陸軍省と関東軍の意見は滿鉄の役割に関し必ずしも全面的に一致していたわけではない。関東軍特務部では、三月一四日陸軍省案に対し、「滿鉄中心主義」として批判がなされ滿鉄への期待を示す表現が削除された。同時に「駐滿帝国最高機関ニ滿洲ニ於ケル經濟統制ニ関シ広範ナル權能ヲ付与ス<sup>(5)</sup>」とされ、そのために関東軍司令官の下に經濟部を設置することが唱われた。五月一二日の陸軍省決定案はこうした関東軍の意向を強く受け、改造後の滿鉄は持株会社とし各事業を独立の子会社とすることとされたのである。

## （二）「軍案」に対する攻防

以上の改組案の立案は極秘に進められたのであるが、この件につき一九三三年五月初旬より滿鉄との交渉が開始された。五月三日に小磯參謀長が八田滿鉄副總裁に関東軍案を示し、この段階で拓務大臣の同意も得たとしている。関東軍案をめぐる五月半ばまでの交渉において、八田副總裁は改組について時期尚早であり、中でも鉄道と炭鉱の分離に関して「最モ研究ヲ要ス」と消極的見解を述べ、さらに監督機構の「公式化整備が必要」とし、「對滿国策ヲ示サレタシ」と迫った<sup>(6)</sup>。一九三三年七月一三日には五月一二日の陸軍省決定案が武藤関東軍參謀より滿鉄總裁へ、また関東軍の「滿鉄改造拡充実施要綱案」「二関スル件」が小磯參謀長より滿鉄副總裁に送付された。これを受けて八月一五日と二六日に軍滿鉄懇談会が開かれた。ここにおいて滿鉄側は軍案の即時実行は困

難であるとし、満鉄改造の指導精神、満鉄に対する監督機構および満洲国の指導統制、持株会社（親会社）の子会社に対する事業統制上の権限、などにつき軍側に説明を求めた。しかしこれについて軍側から十分な解答は得られず、軍の改組案が満鉄にとって成算のないものであることを示すため研究を行うこととなった。<sup>7)</sup>

九月二三日には軍案に対する答申案がまとめられ、九月末に軍側との協議を経た末、一〇月四日答申案が満鉄重役会議で決議された。一〇月六日に満鉄総裁から関東軍司令官によせられたその回答では、軍案の「趣旨」には一応「賛意」が表されているものの、その実行に関してさまざまな「希望」が提示された。それは在満最高機関を持株会社の一元的監督官庁として、経済会議などを設置して監督する制度を確立する、持株会社に子会社の事業統制力を与える、持株会社総裁は事実上満洲経済開発実行の中心であり、最高機関の最高経済顧問の地位に就いて経済統制に関する広範な権限を付与される、親会社（持株会社）は子会社の重役人事に権限を持つといった諸項目であり、満鉄を満洲経済開発の中心的機関としてあらためて位置づけたものであった。<sup>8)</sup>

このような軍と満鉄のやりとりに対し、従来満鉄の監督権を持つ拓務省は九月上旬に拓務省案を示す一方で、満鉄が事前の相談なしに軍案に対する答申を出したことを「越権」行為として不信感をあらわにし、「嚴重警告」を与えた。拓務省案によれば満洲の運輸・通信事業は国営にして満鉄に委託するかまたは満鉄に特許を与えるなどの形式による行政的統制と満鉄の資本的統制の下に置き、「政府部内に両国経済統制の根本方針を審議決定すべき適當の機関を整備し在満機関を通じて」<sup>10)</sup>これらを実行させるというもので、日本政府内に機関を設けここが統制を司るように読めたことから、満鉄内でも独立国である満洲国に対する認識不足との批判がなされた。<sup>11)</sup>拓務省としては政府の行政的統制を強調することで、従来の満鉄に対する監督権を維持したかったのであるが、このような「植民地行政」の考え方はもはや「時代遅れ」として軍にも満鉄にも拓務省批判の材料を提供したに過ぎ

なかったのである。

### (三) 満鉄改組事件

一九三三年一〇月二四日新聞報道に日滿經濟統制委員会より帰る関東軍参謀沼田多稼蔵中佐の車中談という形で、軍部の満鉄改組計画が一般に明らかになった。その内容は、満鉄を持株会社として諸事業を独立させその下に置く、満鉄付属地行政の滿洲国返還・治外法権撤廃、満鉄經濟調査会と特務部を合体させ經濟参謀本部を設置する、関東軍司令官による満鉄の元的監督権の掌握<sup>(12)</sup>、などでそれまでの関東軍の主張に沿ったものであった。

この報道の投げかけた波紋は大きく、一〇月二八日満鉄社員会が抗議宣言し、三〇日には社員会独自の改組案を発表した。同日拓務省が満鉄の山崎元幹理事に対し経過説明を求め、翌三一日には永井柳太郎拓務大臣が反対声明を発表、これらを受けて一月五日齋藤實首相が内地資本が滿洲へ入るべき時に、内紛で阻まれるのは面白くないというなど、次々と反対の声があがった。さらに一月七日に売り出された満鉄の第三七回社債の人氣がそれまでと比べて急落し、株価はじりじりと値を下げた。一月一四日日本商工会議所が反対を声明、満鉄の改組は財界でも極めて不評だったのである。こうした各界の反対に直面し、陸軍中央には満鉄改組実現に対し懸念を抱き、大蔵省や拓務省などを説得できる妥協的方向を探るべきだという意見も出された<sup>(13)</sup>。満鉄改組問題は満鉄や滿洲に従前より大きく係わってきたり今後係わると期待を持った人々や諸機関を巻き込んで、紛糾したのである。

一月から二月にかけて満鉄内では検討が重ねられ、二月四日に満鉄としての答申案が関東軍に渡された。この答申案においては改組を仮定した場合の収益減を予想するなど満鉄改組に対する懸念が数量的に示された。

同時に提出された「満鉄改造拡充関東軍案ニ対スル意見」は満鉄解散後に新たに持株会社を設立することの困難性を主張し、満洲における資本的統制機関としての満鉄の存在価値を強調するものであった。いずれも関東軍の満鉄改組構想の重要な論点に反対するものであったが、その後の両者の協議を経て、一月一三日には八田満鉄副総裁が現地案がまとまったことを発表、軍司令部は軍と満鉄両者の「完全な一致」の下に満鉄改組案が成立したと述べた。<sup>14</sup>新聞発表の内容を見る限りここでまとまったとされる案は関東軍側の主張に沿ったものであった。しかしその内容に満鉄が完全に同意していたかという点と必ずしもそうとはいえない。一月一六日満鉄総裁から永井拓相に「満洲産業開発方針ニ関スル件」が具申されたが、ここでこれまでの経過ならびに軍案に対する意見が添付された。満鉄としてはこうした形で軍案に対する反対意見を添付したものの、内申書は改組を前提として軍案を補足するもので、関東軍の強硬な態度に満鉄側が屈したのであることが察せられる。永井拓相は満鉄との協議を経て、満鉄の改造拡充といっても根本的機構を変革し、その基礎を薄弱ならしめることは、社会不安を呼び資金の調達にも支障をきたすであろうと、監督官庁としての懸念を表明した。<sup>15</sup>

一方関東軍側は従来の関東軍案の延長上の「満洲産業開発要綱」を現地案として陸軍大臣に内申した。こうして改組案は中央折衝の段階に移るのである。一九三四年一月一〇日陸軍省案として「満鉄改組及之ニ関連スル問題ノ取扱方ニ関スル件」が関係各省と協議のため内閣の対滿実行策案審議委員会幹事会に提出された。同会議には、満鉄案、拓務省案など諸案が寄せられた。陸軍省案に対しては拓務省の反対が強く、大蔵省も形成傍観の態度に出て、結局支持は得られなかった。改組問題は一般からの反対も多く、事態収拾のめどがたたずとん挫するに至った。

(1) 「満洲都督府官制に関する説明理由書」(一九三一年一月五日)、『現代史資料・7・満洲事変』、みすず書房、

- 一九六四年）二八八頁、高橋泰隆「鉄道支配と満鉄」（浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』、時潮社、一九八六年）七〇九頁。
- (2) 関東軍特務部「滿洲經濟統制根本方策案説明」（一九三二年七月二四日）（南滿洲鐵道株式會社經濟調查會「滿洲工業開發方策の總括」、立案調查書類第六編第一卷、一九三五年九月）一〇一一頁。
- (3) 関東軍司令官「日滿經濟統制実行上の基礎要件に関する意見」（一九三二年九月一日）（同前）一五頁。
- (4) 「次官より関東軍參謀長宛電報」（一九三三年一月一〇日）（陸軍省『昭和八年・滿密大日記・二十四冊ノ内十八』、防衛庁防衛研究所）。
- (5) 関東軍特務部「滿洲産業開發方針要綱案」（一九三三年四月一〇日）（村上文書）、同文書には手書きの関東軍司令官「滿洲産業開發方針要綱案」も存在し、内容はほぼ同じである。
- (6) 「滿鉄改組問題経過」（ペン書き、作者・作成日時不詳）（早稲田大学政治經濟研究所蔵「八田嘉明文書」、これ以後「八田文書」と略記する）、前掲・高橋「南滿洲鐵道株式會社の改組計画について」、七六一七七頁。
- (7) 同前、七九一八一頁。
- (8) 南滿洲鐵道株式會社總裁林博太郎「滿洲産業開發方針ニ關スル件」（一九三三年一〇月六日）（「八田文書」、前掲・高橋「南滿洲鐵道株式會社の改組計画について」、八二一八三頁）。
- (9) 「改組問題關係答弁資料草案」（事務官「滿鉄改組問題關係書類」、本資料は拓務省關係者の残したものと思われる、この草案の書かれた時期は一九三四年初め頃と思われる）。
- (10) 「日滿經濟統制に関する方針要綱」（拓務省案）（前掲「滿洲工業開發方策の總括」）三四頁。
- (11) 前掲・高橋「南滿洲鐵道株式會社の改組計画について」、八四頁。
- (12) 植田健介「一九三〇年代における滿鉄改組問題」（『歴史評論』第二八九号、一九七四年五月）四三頁。
- (13) 同前、前掲・高橋「南滿洲鐵道株式會社の改組計画について」、八七一八八頁。
- (14) 前掲・植田「一九三〇年代における滿鉄改組問題」、四三頁。
- (15) 前掲・高橋「南滿洲鐵道株式會社の改組計画について」、九九一〇〇頁。

#### 四、在満機構改革問題と満鉄改組

##### (一) 参謀本部内の動き

満鉄改組問題が内外の批判をあび、進展を見ないことに對する軍内部の焦燥は大きかった。満洲においては関東軍の主張で押し切ったものの、日本国内においては拓務省を始め各方面からの反対に直面した。それは満鉄の問題のみならずいわば満洲全体の主導権争いであり、ひいては日本国内の政治力の争いでもあったといえる。その重大性は軍でも強く認識されていた。

当時の陸軍参謀本部で満洲に大きな関心を寄せていた者がこの問題をどう見ていたかを示す資料がいくつか残されている。その一つに改組問題が暗礁に乗り上げつつあった一九三三年一月二〇日付けの参謀本部第二部第四班「満鉄改組問題促進ノ必要ニ就テ」がある。これは当時参謀本部の一員であった片倉衷により草稿が書かれた。片倉は満洲事変時の関東軍参謀であり、一九三二年夏の人事異動で満洲を後にしたものの、参謀本部に來てからも満洲問題に大きな関心を持ち、研究を続けていた。それは「満鉄改組問題ハ単ニ満洲国開発上ノ經濟問題タルノミニアラス満洲国指導竝日本内政ニ関スル重大ナル政治問題ニシテ之ヲ遂行ハ嚙テ国内心的竝物的事態改善ノ先鞭ヲ着クルニ至ル」という一文で始まる。ここでは改組に反対する者は、それが満洲国の指導精神に立脚したものであることを理解していないか、理解はしても「自己ノ利益ヲ保護シ若クハ国家ノ現状ヲ彌泛セントスルノ類」、もしくは「殊更ニ反軍的色彩ヲ以テ軍部提唱案ヲ排撃シ或ハ滿蒙ニ於ケル軍ノ實質的指導權ヲ喪失セシメント企図スル」者であると批判する。そして、日露戦争後に設立された満鉄であるが満洲事変後の国策の変更に伴い当然改組されるべきである、昭和一〇(一九三五)年、昭和一一(一九三六)年に予想される「危機」

を突破するため「日滿会通ノ統制經濟ヲ確立」しなければならずそれにむけて経済機構の改革を穩健に進めるべきである、満洲国建国の「動機素因」は日本の国防および国防上不足資源の充足にあるため「内面指導」の形をとっているものの、在満日本軍司令官の一元的指導が最も有利であり、満鉄改組後の産業統制はこの点を十分考慮すべきである、などの主張がなされた。<sup>(1)</sup>注目すべきはそこに表れている強い危機意識である。当時軍の一部で近い将来に危機が到来するという認識があり、国民一致団結してこれに対処すべきであるとしていた。その一環として満洲においては在満日本軍司令官の一元的指導が最良と強調されたのである。

## (二) 「満蒙問題研究会」の改組案

一九三四年始め以降、改組問題は公にはなりをひそめたが、一部の軍関係者の間では研究が続けられていた。その研究の場の一つに主として参謀本部第二部の有志が集まって作った私的研究会である「満蒙問題研究会」<sup>(2)</sup>があった。研究会は満洲事変当時関東軍参謀であつた板垣征四郎を中心として、片倉衷や影佐禎昭中佐、今井武夫少佐らが参加し、一九三四年四月から五月にかけて対満洲政策遂行上の諸問題に対する討議を重ね、六月から七月にはこれを「参謀本部案」としてまとめた。残された資料から当時の参謀本部の一員の本音が読みとれる。

研究会の設立にあたり参謀本部の一部が日本の対満政策の混乱を憂い満洲における軍の統制力の衰退に大きな危機意識を抱いていた事がわかる。その中でまず討議されたのは「対満根本観念」の問題であつた。一九三四年四月九日付けで「対満国策ニ関スル重要案件」なる文書がまとめられている。ここでは具体的な満鉄改組案について討議されているわけではないが、その前提として軍が満洲国の形をどうしてゆきたいのか実に明快に示され

た。以下では特に満洲国の指導権の問題を中心にこれを見てゆきたい。それによれば一九三三年八月に閣議において対満指導方針要綱が決定したものの、その根本観念は未だ一致しないところが多く、運営の方法その他に關し「人ニヨリ官署ニ応シ意見ヲ異ニシ容易ニ一致点ニ到達セス」とする。一方で、「満洲国ヲシテ帝国ト不可分關係ヲ有スル独立国家トシテ支持發展セシムヘキ大方針ハ遠キ将来ニ亘ル皇國大陸發展ノ基礎ヲナス」のでこれを変更すべきではないと唱う。その日滿不可分關係を押し進めるためには「満洲国ヲ以テ實質上ノ属領ト見做シ又ハ外交關係ニヨツテ調節セラルル独立国トシテ取扱フカ如キハ共ニ対満觀念ノ真諦ニ觸レサルモノ」であり、「満洲国カ帝国政府ノ任命スル機關ニヨリ指導セラレ又ハ外交使臣ニヨツテ指導セラルルカ如キハ共ニ我對滿根本觀念ニ合セサルモノ」とする。それではいかにすべきかというところ、「軍司令官ノ行フ内面的指導カ満洲独立国家ノ形式ト我國策遂行ニ最も適合スル<sup>(3)</sup>」としたのである。要するに満洲国は従來の植民地ではなく「独立国」として日滿不可分で發展させなければならず、これが日本の民族的發展に繋がるというのだが、その実現は軍司令官の「内面的指導」によるのが最適だといふのである。一見奇異に思える論理であるが、裏を返せば陸軍が満洲国の指導権を確保してゆくことに執着していたこの時期に、満洲が朝鮮や台湾のような形になると従來植民地行政に一定の影響力を持っていた勢力を排除することができないのではという危機感を強くもっていたことの証ともとれる。

これと関連して、それまでの三位一体制が円滑に運用していなかったのは在滿機關の罪ではなく日本の内地の政府内の不統一によるものであり、出先機關の改革では問題の本質的解決にはならない、よって在滿機關は「尙当分現状ノ改善ニ努力スルニ止メ先ツ内地對滿機關ノ一元化ヲ目途トシ官制ノ改革其他ニ邁進スル」ことが必要であるという。そして「特ニ事態ノ変化ニ伴フ滿鉄監督権ノ内容及其所在ニ對シ刷新ノ要アリ」として、滿鉄監

督権の問題を在満機関改革問題の中心的課題ととらえると同時に、それが日本の内地の政治的主導権争いであることを強調した。陸軍としてはあくまで満蒙経営の「指導的原動力タル地位ヲ確保」しなければならず、「一度陸軍特ニ関東軍カ対滿指導ノ傍系的地位ニ立タンカ滿洲国ハ日ナラスシテ帝国ノ羈絆ヲ脱逸セントシ再ヒ鉄血政策ニヨル大彈圧ヲ必要トスル」ことになるであろう。そのためには陸軍全体として満蒙経営の「大業」完成までは「中央ニ於ケル指導権ヲ確保シ以テ出先軍部ノ威令ヲ保持セシムルコト」が肝要であるという。

これに続いてより具体的な方策が討議された。四月一五日付けの「対満国策ニ関スル重要案件ニ対スル意見」では、対滿根本觀念ノ問題、五族協和ノ問題、指導機関ノ問題の三点についてより具体的な問題点が抽出された。そのうち指導機関については日本国内の問題と滿洲における問題とに分けてそれぞれ検討している。日本国内の問題では最初に「大陸経営變化ニ伴フ新事態ニ調和」と掲げられ、「政策一途具現ノ容易ナルコト」、および「統帥権ノ確立」などがあげられたが注目すべきはここで「拓務省、外務省ノ行フ邦人發展策ノ重点ハ対支對南方等ノ海外伸展ニ転向セシム」となっていることである。すなわち滿洲国に対する主導権争いの中で、陸軍がその主導権を確保しようとするあまり、それまで對滿洲政策に一定の権限を持っていた拓務省や外務省の政策の重点を對中国對南方方面に向かわせるべしとの意見が出されたのである。さらに滿洲における問題では、滿洲国は治安や民心等を考え、「實質的ニハ威力アル軍ヲ中心トシ指導スル」必要があるのではないかとした上で、「我大陸發展上關係各省ノ新事態ニ伴フ指導力ノ實質的要否」を検討する必要を強調し、次ページの表を掲げている。ここで明らかかなように拓務省と逋信省の指導力は滿洲事變後全く無くすというのが陸軍の構想であった。代わってその指導力を増すと判断されたのは陸軍はもとより、内閣総理（資源局）、大蔵、商工、農林の各省であり、海軍省、司法省も事變前の「無」から「普通」に格上げされている。これらは満鉄附属地返還、治外法権撤廃を見据

| 備考                                        | 事変後 | 事変前 | 関係省           |
|-------------------------------------------|-----|-----|---------------|
|                                           |     |     | 内閣総理<br>(資源局) |
| 一、本表ハ形式的ノ関係省ヲ比較セス<br>二、○印普通 ◎印増加 △印減少 ×印無 | ◎   | ○   | 軍 陸           |
|                                           | ◎   | ◎   | 軍 海           |
|                                           | ○   | ×   | 務 外           |
|                                           | ○   | ○   | 務 拓           |
|                                           | ×   | ◎   | 信 遞           |
|                                           | ×   | ○   | 藏 大           |
|                                           | ◎   | ○   | 工 商           |
|                                           | ◎   | ×   | 林 農           |
|                                           | ○   | ○   | 道 鉄           |
|                                           | ○   | ×   | 法 司           |

えたものということだが、一方で経済開発に関しては経済関係省庁の力が必要であると認めていたことがわかる。これらの懸案を一気に解決するために考えられたのは、中央の満蒙対策審議機関を綜合して総理直属の一委員会を作り同時に「在満三位一体ノ事務一体ヲ図ル」ことであつた。その委員会は委員長は陸軍次官、幹事長は陸軍軍務局長の兼務とし、委員は関係各省から出る。さらに満洲ではまず二位一体の具現化を促し、「拓務大臣、関東長官ノ監督作用ヲ総理並全權大使ニ移シ二位一体ノ事務的統一ヲ図ル」<sup>(5)</sup>という案が検討された。以上により、在満機関統一問題が日本国内の満洲政策に対する主導権争いと連動して浮上してきたことがわかる。

この案が作成された一〇日後の四月二五日に片倉衷により「満鉄改組ニ関スル管見」の草稿が書かれ、二八日付けでタイプ打ちされ研究会に提出された。ここではまずその監督権について述べられ「国策的事業ノ統制ハ日満両政府(最後決定ハ日本政府)<sup>(6)</sup>とし、「但満洲国独立ノ面目ハ充分尊重シ国際的疑義ヲ少カラシムルト共二日本政府ノ特殊関係ヲ明徴セシム」とした。さらに満鉄は改組して日满法人・合弁の満洲鉄道株式会社と満洲法人

で日満合併の各企業部門ごとの独立会社とすることを「目標」として掲げた。そしてこの満洲鉄道株式会社の持株の半額は日満両政府が負担すること、その利益金は日満政府に納付すること、重役は政府が任命すること、長官が日本人の管理部が監督すること、関東軍司令官は同会社に対し国防上の必要により所要の指示をなすこと、独立会社としては製鉄、炭鉱、石油、化学、電気、自動車、軽金属、採金、商事などの各会社が考えられ、これらの金融ならびに事業上の統制は「形式上」満洲国政府とすること、満洲国政府内に企画局を設置し日満経済統制の根本方策に関しては日本政府（軍特務部）において指導すること、重役の選任・解任・利益金の処分・毎年の事業計画などは日本側の同意が必要であること、直接の監督は満洲国実業部の所管であるが日本政府が必要な監督官を嘱託させることができること、さらに日満産業協議会を設置し監督に関する事項を審議させること、国策上の必要に基づき日満政府から必要な補償をなすこと、などが提案された。改組の順序として、まず炭鉱会社、商事会社を分離独立させ、次に傍系会社を分離させ、最後に満洲鉄道株式会社を設立し、同時に附属地行政権を返還するとした。

これらの案から、陸軍の一部の対満政策主導権掌握の構想が明らかである。満鉄は改組するが日本の影響力は確保し国防上必要事項は関東軍司令官が指示を出す、傘下の鉄道以外の会社は独立会社として分離させ形式上は満洲国の監督下にあるが日満経済統制の根本方策に関しては日本政府（軍特務部）が指導する、とした。だが無論、日本政府と軍特務部が同一であるわけではない。改組問題を含め、満洲における主導権の確保に躍りになっていたこの時期の軍にとって、満洲に対する日本政府の監督権を強める一方で日本国内の対抗勢力の介入を回避させ実質的には軍の一元的な指導体制を敷くということを目指したのである。

これらをふまえ、研究会では満鉄改組のより具体的案が検討された。五月に入り、一四日、一八日、二三日と

立て続けに改組関係文書が研究会に提出され検討された。このうち二三日付け「経済政策遂行ノ徹底ト満鉄改組ノ要綱」は一四日付け「経済政策遂行ノ徹底ト満鉄改組ノ要ニ就イテ」を修正、「研究決定案」としたもので形式や内容はほぼ同一である。ここで満鉄改組に対し考慮すべき事項として掲げられたことは次の七点であった。

(一) 対満植民政策より満洲国政府の指導を通ず対満政策の実現、(二) 国策的重要産業部門、交通部門等の国家的監督統制を確立し特に国防・治安維持上の要求具現に遺憾なからしむこと、(三) 重要産業、交通部門の経営は国家の監督統制を合理適正にしてその特性を向上すること、(四) 国策的事业は企業合理化の本旨に従い各独立専門企業とし経営能率の増大を図ること、(五) 産業開発上日満両者の関心を深くし資金の供給を容易にすると共に利益の壟断を排除し得ること、(六) 重要人事の任免を適正ならしむこと、(七) 改組の断行に際し殊更に妨害すべき行為を排除すると共に旧満鉄社員等の身分保障に留意すること、である。興味深いのは一四日案に書かれて、二三日案で削られた部分である。まず(一)で一四日案では「満鉄中心ノ対満植民地政策」となっていたがこれが二三日案では「対満植民政策」とされた。また(三)の後半に「又関東軍司令官ノ軍事上ノ指示権ヲ拡大シ置クコト」となっていたが削除された。さらに(四)は「日満「ブロック」ノ組織化ニ方リ国際関係ヲ顧慮セル用意ヲ整ヘオクコト」となっていたが全面的に書き換えられた。さらに(七)では留意すべき点として「株主等ノ利益擁護」および留意の前に「相当」と入っていたのが消された。これらの改正からは軍側の満鉄とその監督官庁や株主などこの問題をめぐり軍とは対抗関係にある部門に対する配慮が読みとれる。おそらくは軍においてもこれらの点は実現の困難性が強く認識されていたと思われる。

いずれにせよ軍の最大課題は軍に監督権が集中する形にすることであった。この直後に研究会に提出された五月三〇付け「参考案」では満洲における軍司令官の「内面的指導」が強調され、「満洲ニ於ケル日本法人諸会社

ノ監督ハ法制的ニハ全權大使ヲ利用シ内容的ニハ軍ノ作用ヲ大ナラシム<sup>(9)</sup>」とされた。満鉄を日本法人とするか、日滿法人とするか、日滿合併の滿洲法人とするかは研究会でも検討されていたが<sup>(10)</sup>ここでは日本法人とした場合の案が示された。この「参考案」でも示された滿洲国における軍司令官と全權大使の二位一体制は軍側が当時強く主張した<sup>(11)</sup>在滿機關統一案であり、この後実現されてゆくことになる。

### (三) 在滿機構統一と満鉄改組

満鉄改組と並行して検討が続けられていた在滿機構統一問題は一九三四年七月八日岡田啓介内閣の成立以降、急速に進展をみせる。これは軍側の要請によるもので、軍のかねてからの主張である軍司令官が駐滿大使を兼任する二位一体にすべきであるとの意見に応えたものであった。この岡田内閣成立直前に参謀本部内で検討されていた案をみるといづれも二位一体を前提とし、満鉄は駐滿全權大使の下に置かれた勅令機関とされ、軍事上・国防上の指示・要求を軍司令官より直接受けることとされている。<sup>(12)</sup>いづれにしても満鉄を拓務省の監督下よりはらずし、関東庁の権限を縮小させようというのである。現地の菱刈隆全權大使も七月一二日付けの電報において「今尚大関東庁主義ノ野望ノ下ニ事毎ニ外務並ニ軍側ノ主張ト相容レサル関東庁並ニ拓務省ノ存在ハ我對滿国策遂行ノ関スル限り有害無益<sup>(13)</sup>」としている。岡田首相は林銑十郎陸相の要望に従い専任拓相を置かず自ら拓務大臣を兼務、ここに軍による對滿政策における拓務省排除の動きが政治的課題として浮上、顕在化したのである。<sup>(14)</sup>

これ以後陸軍、外務両省が中心となり、この件が協議された。七月二三日には関東庁を縮小させ満鉄および電電会社の業務監督権、附屬地の警務取締権を削除して在滿大使に移管することなどが話し合われた。ここでは全權大使は純粋な外交機関として外務大臣の監督下に存置させ、満鉄と電電会社の業務監督について総理大臣の指

揮監督をうけることとされた。ところが陸軍省は八月一日滿洲に特別官制に基づき総理大臣監督下に「駐滿特命全權大使」を置き、内閣に「対滿事務局」を新設、拓務省所管の對滿關係事項の一切を移管させる、外務大臣は渉外事項についてのみに滿大使を監督するという案を発表した。<sup>(14)</sup>これに對し外務省は、陸軍省の「駐滿全權」なる新制度が外交機關の性質を有するのか疑問であるとし、大使という形式を整えながらも「植民地行政機關の色彩」が濃厚であると反対を表明した。

ところで對滿政策における権限の大幅削除を提案された拓務省は、当初これらの権限縮小に抗する動きを見せたものの、八月一八日には二位一体制で関東庁を縮小して監督下に置くことを認め、滿鉄と電電会社は大使の下に政務總監を置いて二次的に監督させるという形で命令系統だけを拓務大臣が握るといふ従来よりもはるかに後退した案を示した。しかし、外務省はなおも拓務省がやれば植民地行政になるおそれがあるとの反対を表明した。<sup>(15)</sup>

陸軍・外務・拓務三省の事務的折衝は難航し、結局政府は三省案を折衷した妥協案を作成することにした。<sup>(16)</sup>九月一日示された妥協案は、二位一体制として全權大使は関東軍司令官の兼任としたもので、その他の内容もほぼ陸軍案を踏襲するものであった。ただ全權大使は純然たる外交官として外務大臣の命令監督を受けるという点には外務省の主張を認めた。これにより外務省は「大体了承」となったものの、拓務省はおさまるべくもなく拓務省擁護の動きも激しくなった。陸軍省も折れて九月一四日政府案の閣議決定がなされた。閣僚の諒解を得るにいたり、岡田首相と林陸相が将来適切な改革を考慮すること、陸軍においては新制度の運用に公正妥当の態度を採りとされる。<sup>(17)</sup>この年の一月二六日對滿事務局官制ならびに関東局官制が公布、對滿事務局と駐滿大使館内の関東局が新設され、関東軍司令官が兼ねる駐滿大使が関東局長をも兼任するという形で、二位一体制が実現の運びと

なった。対満事務局総裁は林陸相の兼任となった。ここにおいて満洲では駐滿大使と関東局、日本では対満事務局とが満鉄及び満洲電電会社の業務監督を行うことで拓務省の権限は移民事務を残し全面的に削除され、満鉄改組により陸軍側がめざしたものはほぼ達成されたのであった。

この時、関東軍司令官兼特命全權大使としてこれまでの菱刈に代わって南次郎軍事参議官が、参謀副長に板垣征四郎が任命された。軍務局軍事課満洲班に転じた片倉衷は当時仙台にいた石原莞爾大佐に上京を求め、南司令官赴任に際し従来の慣習を破り、軍司令官自ら政策を把握して諸般の改革を断行すべしと提案した。石原大佐のほか板垣副長、および参謀本部の岩佐豪雄少佐らと平河町万平ホテルに集会、片倉が携行した「対満政策遂行に関する意見」の草案をもとにその場で協議・修正がなされ、板垣副長から南大将に提出された。南は自ら林陸軍大臣と閑院宮参謀長の諒解を仰ぎ、これを携えて赴任することになった。<sup>(18)</sup>

南は関東軍司令官着任の際、軍首脳と満洲国総務庁にこれを開示、新京の関東軍司令部で一部対策が（註）として加えられ、外部に公表を控えた方がよいと判断された部分は「外部に示しあらず」とされた。それまで軍が最も重視した満洲国の指導については、内面的指導は軍司令部司掌、関東州行政、附属地行政、満鉄・電電会社の業務の監督は関東局司掌が確認された後、「機構運営上中央当局と渾然一体たるを庶幾す、特に〈陸軍〉中央部に於ては努めて出先の施策を容易ならしむる如く日本内地関係各庁の間を調整せられんことを切望して已まず<sup>(19)</sup>」とされたが、このへ内は外部に示さないことになっていた。続けて註満海軍部を廃止するか軍司令部の指揮下に入れるようにすべき旨が記されているがここは外部には示さないこととされた。

この「意見」中満鉄の改組問題に関する記述は特に興味深い。対満事務局官制の公布により、駐滿大使たる関東軍司令官が満鉄の業務監督権を握ることになり、満鉄は事実上軍の支配下におかれることになった。だが細部

にわたる満鉄改組の具体化は未だなされているわけではない。そこで「意見」では日滿經濟の「合理的合融」を目標とし、「滿蒙經營の新機軸に照応」するための満鉄改組の必要を提唱する。すなわち「今や新事態の指導精神に基き改組せられ速に新なる發展方式を執るは当然の成行きにして以て日滿經濟の合理的融合發展を策し得るのみならず進んで支那に向ひ進展するの素地を形成するに至るものとす」<sup>(20)</sup>とする。これに対し関東軍司令部において「一、前案に捉はれざる現地案を研究し且つ満鉄をして自主的に活動する如く指導す為之鉄道の一元化を図り且つ經濟上の独専的主義行動を排除すると共に軍の管理権を確保す 二、対支經濟連繫並發展を期する為満鉄をして従来の如き使命を支那に指向する如く指導す」<sup>(21)</sup>と付け加えられた。軍以外の満鉄に対する影響力を排除し軍の満鉄に対する管理権を確保することが確認され、同時に満鉄の「従来の如き使命」を滿洲以外の中国に向けさせるよう指導せよという。一九三四年末の段階で制度的に満鉄を監督下においた軍は、鉄道という形で滿洲經營を司り軍事的意味も持つというそれまでの満鉄的役割を新たに中国に向けさせようと考えた。それは同時に満鉄に群がる日本国内の資本を滿洲からそらせ、軍の滿洲における主導権をより強固にすることにつながるであろう。これと関連して想起せねばならないのは本稿で指摘したように一九三四年前半の段階で參謀本部内の滿蒙問題研究会で拓務省や外務省が従来滿洲に対して行っていた対外政策の重点を「対支対南方」に向けさせることが提案されていたことである。これまでの満鉄改組を中心とした各部門の主導権争いを鑑みると、滿洲に対する日本国内の関連諸機関の攻防のなかで軍が他の機関を排除しようとする動きに伴って「対支対南方」進出が提案されたことがわかる。その意味では、滿洲国に対する国内諸機関の「繩張り争い」が、この先日本が中国関内に突き進みさらには南方は向かう方向性を生み出す一つの要因となったといえるのである。

(1) 第二部第四班「満鉄改組問題促進ノ必要ニ就テ」(一九三三年二月二〇日・ガリ版刷り)(国会図書館憲政資料

- 室「片倉衷文書」、手書きの草稿が、東京大学所蔵「片倉文書・10・昭和九年参本研究」の中にある。
- (2) 本研究会については拙稿「一九三〇年代半ばの対満政策に関する一考察」『満蒙問題研究会』を中心として一（中村勝範編著『近代日本政治の諸相』、慶應通信株式会社、一九八九年所収）を参照のこと。
- (3) 「研究資料第五号・対満国策二関スル重要案件」へ一九三四年四月九日（東京大学所蔵「片倉文書・22・研究録」以下特に断りのないものは同文書による）。
- (4) 同前。
- (5) 「研究資料第六号・対満国策二関スル重要案件ニ対スル意見」へ一九三四年四月一五日。
- (6) 「研究資料第八号・満鉄改組二関スル管見」へ一九三四年四月二八日。
- (7) 「研究資料第一六号・経済政策遂行ノ徹底ト満鉄改組ノ要綱」へ一九三四年五月二三日。
- (8) 「研究資料第一二二号・経済政策遂行ノ徹底ト満鉄改組ノ要ニ就イテ」へ一九三四年五月一四日。
- (9) 「参考案」へ一九三四年五月三〇日（前掲「研究資料第一六号」の後に付されていたもの）。
- (10) 「研究資料第一五号・満鉄改組案ノ若干例」へ一九三四年五月一八日。
- (11) たとえば「対満政策機能整備ノ具体的策案」へ一九三四年七月三日、「在満機構ノ統一強化要領案」へ一九三四年七月七日などを参照のこと。
- (12) 菱刈大使より広田外務大臣宛電報へ一九三四年七月一二日（『満蒙行政統一関係一件・第一巻』「外務省外交史料館文書」）。
- (13) 在満機構統一問題については清水秀子「対満機構の変遷」（『国際政治・37・日本外交史の諸問題Ⅲ』、有斐閣、一九六七年）、馬場明「対満〈蒙〉行政機関統一問題」（馬場明『日中関係と外交機構の研究』、原書房、一九八三年、の第八章として所収）、がある。
- (14) 前掲・清水「対満機構の変遷」、一四二頁、一五二頁。
- (15) 同前、一四二頁―一四三頁。
- (16) 難航する折衝の中、片倉は『朝日新聞』に三省の各案を漏らし、社説で陸軍案への全面支持を取り付け、これが

- 陸軍案支持の空気を作ったという(『片倉衷氏談話速記録・下』、日本近代史料研究会、一九八三年)三五―三六頁。
- (17) 岡田大将記録編纂会編『岡田啓介』(非売品)、一九五六年、二五四―七頁。前掲・清水「対満機構の変遷」、一四六―一四六頁。
- (18) 片倉衷『回想の満洲国』、経済往来社、一九七八年、一九八一―一九九頁、『片倉参謀の証言―叛乱と鎮圧―』、芙蓉書房、一九八一年、四二―四五頁。
- (19) 「対満政策遂行に関する意見」(一九三四年二月三〇日)(『現代史資料(11)・続満洲事変』、みず書房、一九六五年)九一―三頁、なお片倉が起案した草稿は「片倉文書・22・研究録」に収められている。
- (20) 同前、九一四頁。
- (21) 同前。

## 五、結 語

一九三〇年代前半の満鉄改組問題に関する日本国内の諸勢力の攻防について、陸軍の考えを中心として追ってきた。満洲国の樹立が既成事実化していくこの時期、陸軍が何よりも重視したことは、いかにして満洲国における軍の主導権を確保していくかにあった。陸軍のめざしたものは、「独立国としての満洲国」の面目を尊重する立場を内外に示しつつ、実質的には軍の一元的支配権を確立することにあった。そこで現地満洲では中国人を登用しながら「内面指導」により関東軍が政策の中枢を牛耳る体制をとったものの、軍にとって憂慮すべきはむしろ日本国内の関係諸勢力の介入にあった。そのためこの時期には日本において満洲に対して影響力を持っていた、あるいは今後持ちうる機関が強く意識され、これらをいかに排除していくかが問題となった。

満鉄改組問題はどのような軍と他機関との攻防が最も顕著に露呈した問題であった。いうまでもなく満鉄はそれまでの満洲経営の根幹となっており、その管轄省庁である拓務省をはじめ外務省その他省庁、これに続く日本内地の政党や資本家の力は簡単に無視できるものではなかったのである。改組案の立案は概ね関東軍が満鉄と現地で協議を重ね、中央がこれを受けて検討するという段取りで進められた。結果的に関東軍の意向を強く反映した案が中央に具申されたところを見る限り現地では満鉄の反対も関東軍が押し切ったと思われるが、日本国内では関係諸勢力の攻防が繰り広げられ、一時改組問題はとん挫する。結局軍のねらいは一九三四年一二月の対満事務局官制公布という形で大方実現するのであるが、そこに至るまでの陸軍内での焦燥は大きかった。注目すべきはその過程で、従来対満政策に大きな影響力を持っていた拓務省や外務省、満鉄などについてその役割を中国や南方に向けさせようという考えが出てきたことである。すなわち、日本国内関係諸機関の満洲国に対する主導権争いにおいて、軍が突出する体制をつくり出そうとする過程で、対中国・対南方進出が必然として口にされるようになるのである。その意味で、この先日本がたどる対中国・対南方進出の路は、日本の各機関の満洲に対する政策をめぐる「縄張り争い」がもたらしたものとはいえるのではないだろうか。

(1) このことは結果として日本政府の満洲に対する政策に関して、全面的に関東軍および陸軍中央の意図が通る体制を形成したということではない。たとえば対満政策中の経済的領域のものに関しては、関東軍や陸軍の意思が政府決定に何ら反映されない状況が一九三七年頃まで存在したことが指摘されている(佐藤晋「日満ブロック経済論と自由通商主義」『慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会編『法学政治学論究』第二三号、一九九四年冬季号)等を参照のこと。